

建築物の耐震診断補助制度(令和6年度版)

木造住宅以外の建物や、事務所・店舗・マンション・集会所などについても、耐震診断費用の一部を補助します。(面積による上限額があります。)

戸建て住宅

木造3階建て、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の戸建て住宅

8万8千円補助(上限) 補助率2/3

指示対象建築物

詳細は裏面を参照

300万円補助(上限) 補助率2/3

その他の建築物

上記以外の建築物(要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物は除く)

150万円補助(上限) 補助率2/3

募集期間 令和6年4月15日～令和6年5月31日

(予算額を超えた場合先着順となります。募集期間内に予算額に達しない場合、予算額に達するまで募集を継続します。)

※要安全確認計画記載建築物につきましては、別途補助制度があります。

申込みできる方

■以下の条件に全てあてはまる方です。

当該建築物の所有者/市税すべてを完納されている方/暴力団関係者でない方

■対象となる建物は、以下の条件を全て満たすものです。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ② 岡山市内に存するもの
- ③ 年度内に補助事業が完了するもの

申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課へ提出してください。

なお、申請書類はホームページからも入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000006034.html>



お問合せ先

岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1445



用 途		所管行政庁の指導・助言対象 建築物の要件	指示対象建築物	要緊急安全確認大規模 建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
病院、診療所			—	—
劇場、観覧場、映画館、演芸場			—	—
集会場、公会堂			—	—
展示場			—	—
卸売市場			—	—
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
ホテル、旅館			—	—
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、 寄宿舎、下宿			—	—
事務所			—	—
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5000 m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
遊技場			—	—
公衆浴場			—	—
飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの			—	—
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス 業を営む店舗			—	—
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物を除く。)			—	—
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は待合の用に 供するもの			階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための 施設			—	—
保健所、税務署その他これらに類 する公益上必要な建築物			—	—
危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵又は処理するすべての建築物	左記の内、500 m ² 以上
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路 の沿道建築物であって、前面道路幅員 の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重 要な避難路の沿道建築物であっ て、前面道路幅員の 1/2 超の高 さの建築物(道路幅員が 12m 以 下の場合は 6m 超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大 規模な地震が発生した場合にお いてその利用を確保することが 公益上必要な、病院、官公署、災 害応急対策に必要な施設等の建 築物